近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十一月三十日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　富岡市ガス水道局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十二月二十二日　午後二時から

三　場所　富岡市役所南庁舎第三会議室（群馬県富岡市富岡千四百六十番地一）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎二号館）及び富岡市ガス水道局（群馬県富岡市富岡千四百七十七番地一）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「富岡市ガス水道局関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年十二月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「富岡市ガス水道局関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年十二月七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）
住　所

（電話番号）
職　業

富岡市ガス水道局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　シティグループ・プリンシパル・キャピタル株式会社
変更後の所在地　東京都品川区東品川二丁目３番14号

⑵　名称　みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社
変更後の所在地　東京都中央区八重洲２―４―１　常和八重洲ビル５階

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　御園サービス株式会社
変更後の名称　ミソノサービス株式会社

⑵　変更前の名称　REIM　Finance　Japan株式会社
変更後の名称　CBRE　Global　Investors　Finance　Japan株式会社

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　ストラテジック・バリュー・スペシャル・シチュエーションズ・マスター・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である
名称　エスブイピー・スペシャル・シチュエーションズ・ジーピー・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ウィルミントン、センタービル・ロード2711番3400号、コーポレーション・サービス・カンパニー気付

⑵　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・エルピーの業務執行組合員等である
名称　エフジェイオーエフ・キューアイアイ・ジーピー・エルエルシー
住所　ケイマン諸島、ＫＹ―１―1104、グランドケイマン、アグランド・ハウス、メイプルズ・コーポレートサービス・リミテッド内

⑶　プライム・オーシャンＹ．Ｋ．匿名組合の業務執行組合員等である
名称　プライム・オーシャン有限会社
住所　東京都新宿区四谷一丁目４番地

⑷　プライム・プラスＹ．Ｋ．匿名組合の業務執行組合員等である
名称　プライム・プラス有限会社
住所　東京都新宿区四谷一丁目19番地２

⑸　プライム・プロパティＹ．Ｋ．匿名組合の業務執行組合員等である
名称　プライム・プロパティ有限会社
住所　東京都新宿区四谷一丁目19番地２

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社アール・インベストメンツ
住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号

⑵　名称　朝日新聞企業年金基金
住所　東京都中央区築地５丁目３番２号

⑶　名称　ウエストドイチェ・イモビリーエンバンク・アーゲー
住所　ドイツ連邦共和国マインツ55116、グローセブライヒェ46

⑷　名称　エイ・ピー・エフ・ジャパン・プライム・プロパティ・ワイ・ケイ・リミテッド
住所　英国領ケイマン諸島、グランドケイマン、エルジン・アヴェニュー227、ＵＢＳ　ハウス

⑸　名称　エフティーエス・エスアイピー・キューアイアイ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国、10105、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・アメリカズ　1345、46階